

1節 歴史の継承と芸術・文化の振興

1. 地域文化継承

現況と課題

- 物の豊かさから心の豊かさへと価値観が変化する中で、歴史や地域文化に対する興味、関心が高まっています。
- 市内には、平将門ゆかりの国王神社や延命院をはじめ、数多くの有形・無形の歴史や文化が息づいています。逆井城跡は歴史公園として整備・保存され、さしま郷土館ミュージズでは、原始・古代から現代に至る郷土の歴史や文化を紹介しています。また、市内には多数の遺跡が分布しており、土地開発等の増加に伴い埋蔵文化財包蔵地の調査も増加傾向にあります。その一方、建造物や民具・古文書などの有形文化財は、開発や老朽化による消失が危惧されています。今後、先人の足跡と貴重な歴史遺産を広く市民に紹介し後世に継承していくためにも、これらを展示・公開し、親しんでもらう場の提供が課題となっています。
- 無形民俗文化財については、県指定無形民俗文化財となっている神田ばやし、猿島ばやし、各地区のおはやしなど郷土芸能における後継者の育成と伝承の記録作成が行われていますが、少子化等による後継者不足により、伝統的郷土芸能、祭等の継承が難しくなることも考えられます。今後も地域に根ざした保存活動の促進を図るために、保存会等へ支援を継続し、市民が郷土の伝統文化に誇りを持って、継承していく仕組みづくりが必要となっています。
- 市内には国指定文化財「絹本著色聖徳太子絵伝」ほか県・市指定文化財が77件あります。文化財を適切に保存し、公開、展示などの情報の提供等を通じて、市民のふるさと意識・郷土への理解と関心を高めていくことも重要となっています。

【関連図表】

指定文化財一覧表

(単位：件、平成23年4月1日現在)

	有形文化財							記念物		民俗文化財	計
	絵画	彫刻	工芸品	書跡	建造物	考古資料	歴史資料	史跡	天然記念物	無形民俗文化財	
国指定文化財	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
県指定文化財	2	5	3	1	3	0	0	1	1	2	18
市指定文化財	3	24	0	0	6	12	2	0	10	1	58
計	6	29	3	1	9	12	2	1	11	3	77

資料：生涯学習課

基本方針

- 貴重な文化財の保護・保存に努め、その歴史的価値を認識し、市民の文化財に対する理解と郷土愛の高揚を図ります。

施策の内容

施策番号・項目	内 容
1 歴史・文化遺産の保護活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市の代表的な文化財である平将門ゆかりの国王神社や逆井城跡の修復など歴史・文化遺産の保護に努めます。 ■ 市内の未調査の各種文化財の基礎調査を実施し、重要な文化財は指定して保護します。
2 郷土芸能の保存	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時代の変遷などに伴って失われつつある郷土芸能を次の世代に継承し保存するために、後継者の育成に努めます。 ■ 地域の祭などで無形民俗文化財を活用しコミュニティの活性化に努めます。
3 文化財保護意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種パンフレットなどの印刷物の刊行、案内板・説明板の設置、講演会の開催などにより文化財保護意識の普及啓発に努めます。
4 歴史・文化のふれあい機会、情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民が郷土について、学び、理解し、郷土愛を育むふるさと教育を推進するために、歴史・文化にふれあう機会及び情報提供を充実します。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度 / 目標値
文化財の保護	平成 22 年度 指定文化財：77 件	平成 28 年度 指定文化財：80 件

1節 歴史の継承と芸術・文化の振興

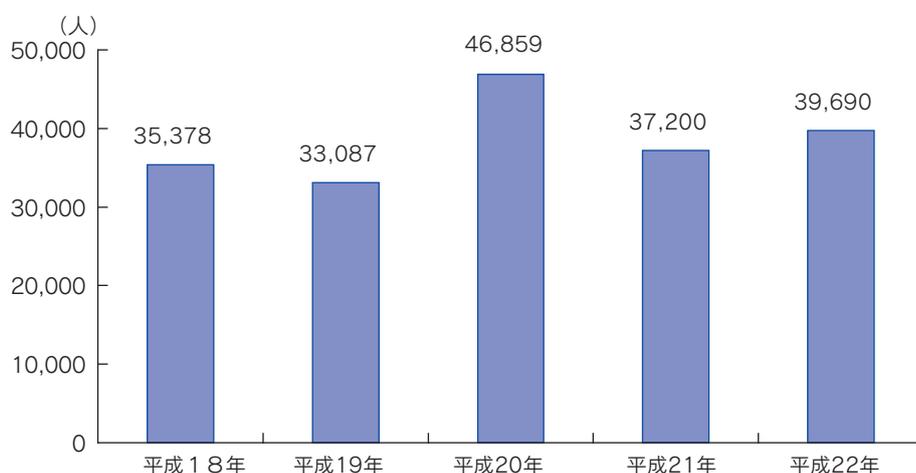
2. 芸術・文化

現況と課題

- 市民の文化活動に対する関心は、強まる傾向にあり、芸術、学習など幅広い分野での多彩な活動は、今後も活発に展開されることが予想されます。
- 本市には、音楽ホールと図書館の複合施設である総合文化ホール「ベルフォーレ」、資料館と図書館の複合施設である「さしま郷土館ミュージズ」があり、市民の文化・芸術活動の拠点となっています。音楽ホールでは、優れた音楽設備のもとクラシックコンサートや市民音楽祭等の各種イベントを開催するなど、芸術・文化活動の充実を図っています。猿島資料館での常設展、企画展などの開催、公民館での市民文化祭の開催など、地域の芸術・文化交流を行っています。今後は、市民の多様化するニーズに対応しながら、芸術・文化活動の育成を図っていくことが必要となっています。
- 市民が積極的に施設を活用し、文化活動を行うために、施設の適切な維持・管理を進める必要があります。
- 文化は、心の豊かさの表れであり、市民の主体的な活動によって創りあげるものです。そのため、幼少期から芸術・文化に親しみ、誰もが参加しやすい環境づくり、文化交流の推進など、今後とも文化活動の底辺を拡大することが必要です。また、市内にある各施設が連携し、一体的に文化活動を盛り上げる体制づくりが必要です。
- 市民文化活動の根幹として、様々なクラブ、サークル等が活動しています。今後はこれら団体の育成と相互の連携により、市民が中心となった坂東市文化の創造に向けた取組を進めていく必要があります。

【関連図表】

文化施設（ベルフォーレ）入場者数



資料：市民音楽ホール

基本方針

- 市民が気軽に芸術・文化にふれあえるまちを目指して、施設の充実や芸術・文化活動団体の育成、市民の文化意識の高揚と文化活動への積極的な参加促進を図ります。

施策の内容

施策番号・項目	内 容
1 市民文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ■ 展示・発表の機会を充実させ、より多くの市民が自ら参画する機会の提供により、市民の芸術・文化意識の高揚を図ります。 ■ 市民の芸術・文化活動の充実を図るため、幼少期から芸術等に親しめる環境づくりを推進します。
2 芸術・文化鑑賞の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特色のある地域文化活動に対して奨励、支援するとともに、市民が優れた芸術・文化活動を鑑賞できる場を提供します。
3 芸術・文化環境及び施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民による施設の積極的な利用を促進するとともに、安心して利用できるよう、施設の適正な維持管理を図ります。 ■ 市民の芸術・文化に対するニーズの高まりに対処するため、文化活動の拠点となる施設設備等の充実を図ります。
4 文化交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域間の交流による新たな芸術・文化の創造を図るため、芸術・文化活動グループの交流を促進し活動の充実に努めるとともに、広く他地域との芸術・文化交流機会の場を提供します。 ■ 市内各文化施設の一体的なイベント交流を検討します。
5 芸術・文化団体等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における芸術・文化活動に関する情報等を収集し、提供し、芸術・文化団体・サークル等の育成と相互交流活動を支援し、市民芸術・文化の創造を促進します。 ■ 活発な芸術・文化活動を推進するため、様々な活動分野の指導者を育成するための研修会の開催などに努めます。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度 / 目標値
ペルフォーレ年間入場者数の増加	平成 22 年度 入場者数：39,690 人	平成 28 年度 入場者数：42,000 人

2節 創造的で豊かな心を育む教育の充実

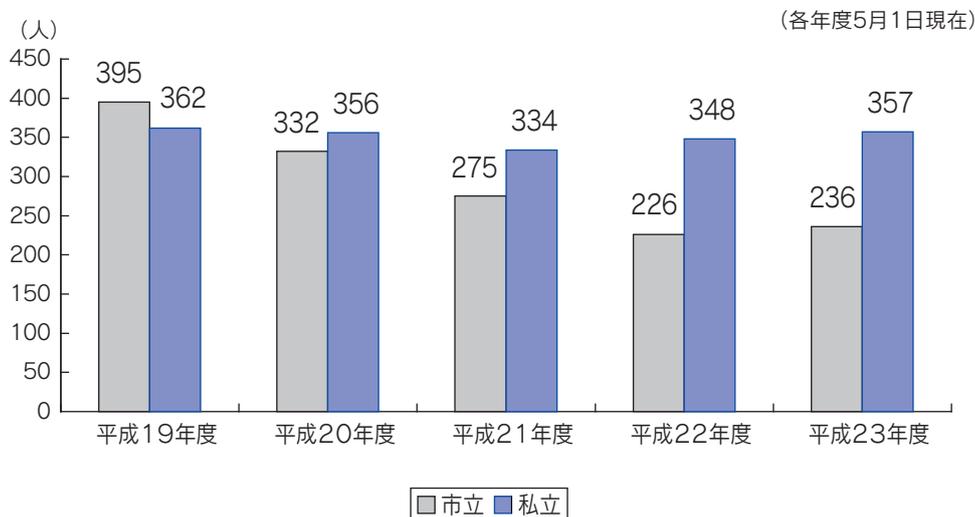
1. 幼児教育

現況と課題

- 幼児を取り巻く家庭・社会環境は年々著しく変化し、幼児教育に対する期待はますます高まっています。幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培い、豊かな情緒と集団生活の基本を身に付けるために重要なものです。
- 市内には、公立5園、私立2園の幼稚園があり、園児数は、公立236人、私立357人の、計593人（平成23年5月1日）となっています。公立幼稚園では、身近な環境を生かし、多様な体験活動を取り入れるなど、幼児の発達段階に応じた活動を通して、教育環境の構成等を工夫し、一人一人の特性に配慮した指導に努めています。
- 少子化による園児数の減少に加え、多様化する保護者のニーズや、施設の老朽化に対応し、適正な集団規模と安全な環境での保育を実施するため、幼稚園の計画的な整備が求められています。
- 子育てに関する保護者相談への対応や、保育所・小学校と連携した行事の開催など、幼保小連携事業に取り組んでいます。また、幼稚園での4歳児からの2年保育、預かり保育を行っています。しかし、少子化や核家族化などに伴い、同年代・異年齢の子どもや地域の人々と交流する機会の減少、家庭・地域での教育力の低下などからコミュニケーション能力等が不足している園児が増加する傾向にあります。
- これまで、就園にかかる費用負担が難しい家庭に対して就園援助に努めてきました。保護者の幼児教育に対する関心や重要性への認識が高まる中で、保護者への就園支援は今後も必要とされています。

【関連図表】

幼稚園児数の推移



資料：学校基本調査

基本方針

- 豊かな人間形成の基礎を培う幼児教育の重要性を認識し、全ての幼児が恵まれた教育環境のもとで、健やかな心身の発達ができるよう保育環境の整備・充実に努めます。

施策の内容

施策番号・項目	内 容
1 幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの心身の健やかな成長を促すとともに、集団生活を通して基本的な生活習慣を身に付け、豊かな感性や創造性を育めるよう、充実した教育課程による幼児教育を推進します。 ■遊びの中での指導を中心に、地域の行事や自然、人材などを活用した豊かな体験活動を通して、幼児の自発性、社会性を育みます。 ■幼児期の心身の特徴やそれに応じた指導内容・方法についての研究会や研修会を実施し、教職員の資質の向上を図ります。
2 幼児教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■少子化、幼稚園施設の老朽化に対応し、安全な環境で幼児教育が提供できるよう幼稚園・保育所の一体化施設の整備を推進します。 ■通園バスの運行により、通園時の安全を確保します。
3 教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者が幼児教育の重要性を正しく認識し、幼児の自立心や情緒の安定、社会性を養うため、教育相談体制の充実・強化に努めます。
4 幼稚園・保育所と家庭、地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■幼稚園、保育所、小学校が一体となって指導内容の充実、相互の理解を深めるとともに、家庭や地域との連携を強化し、幼児教育環境の充実に努めます。
5 就園援助	<ul style="list-style-type: none"> ■幼児教育を振興するため、就園にかかる費用を負担することが難しい家庭に対する支援を推進します。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度 / 目標値
幼小連携の強化	平成 22 年度 幼小連携事業数：22 事業	平成 28 年度 幼小連携事業数：35 事業

2節 創造的で豊かな心を育む教育の充実

2 学校教育

現況と課題

- 義務教育においては、人が生涯にわたって学ぶための基礎づくりに必要な基本的内容の習得に力を入れ、情報、環境、国際化等といった時代の変化の中で、自らが主体的に学ぶ意欲、態度、能力などの自己学習力を養うようにしていかなければなりません。
- 市内には、小学校が13校、中学校が4校あり、小学生は3,213人、中学生は1,584人在籍（平成23年5月1日）していますが、少子化により減少傾向にあります。本市の教育の重点目標「学力向上」と「不登校児童生徒の解消」に向け、学び合いを通して基礎的・基本的な学習内容の習得とともに、自ら学び自ら考える「生きる力」を育むことが重要です。今後は、教育内容の充実に向けて、確かな学力を身に付けさせる指導の充実を図るとともに、読書活動や外国語指導講師の配置による外国語活動・教育の充実を推進していく必要があります。
- 増加傾向にある障がいのある児童生徒が、適正な環境で学べるよう、必要に応じて介助補助員を配置するなど、支援体制の整備が求められています。
- 家庭の教育力の低下や児童生徒の学習離れの傾向、いじめ・不登校など様々な問題に対しては、電話相談室や適応指導教室「ひばり」を設置し、児童生徒、保護者、教職員等の相談を広く受ける体制を整備しています。更に、中学校では、心の教室相談員を配置し、気軽に相談できる体制を整えていますが、今後も体制を充実させ、生徒がよりよい環境で学べるよう、相談活動を推進していくことが求められています。
- 特色ある学校づくりを進めるにあたって、教師の指導力を高め、保護者や地域も加わった生き生きと活気ある活動を展開する学校を実現することが求められます。そのためにはまず、主体的、意欲的に職務にあたる教職員を育てる必要があります。
- 学校給食については、食生活をめぐる環境の変化に対応した栄養バランスのとれた給食の提供や地産地消など、野菜生産地ならではの食育の推進が重要です。
- 校舎及び屋内運動場（体育館）等の学校施設については、耐震補強及び老朽化対策を推進する必要があります。また、情報化社会に対応する教育の推進のため、パソコンを利用した教育を推進する必要があります。
- 本市では、経済的理由等により就学が困難な家庭に対して就学援助を実施していますが、今後とも費用負担が難しい家庭に対する支援が必要とされています。
- 心の豊かさを求める価値観の高まりや、社会経済環境の変化に伴い、高等教育の果たす役割がますます重要になっていますが、市内に大学等の高等教育機関がないため、誘致を検討する必要があります。

基本方針

- 人間性豊かで心身ともに健全な人間形成を目指し、自ら学び、自ら考える等の「生きる力」を育てる学校教育を推進するため、教育環境の整備・充実に努めます。

施策の内容

施策番号・項目	内 容
1 教育内容の向上と充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎的・基本的な内容の定着や、自ら学び考え主体的に学ぶ力を育てる指導の充実を図り、確かな学力・豊かな心を身に付けさせる教育を推進します。 ■ 国際社会に対応する人材を育成するため、英語に慣れ親しむための市オリジナルCDの活用や、発達段階に応じた効果的な言語活動を推進します。 ■ 将来を担う人材を育成するため、小学校高学年における理科の教科担任制を実施し、科学への興味、関心を高め、学力向上及び中1ギャップ[※]の解消を図ります。
2 読書教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生涯を通じて学ぶ基礎となる力を身に付けさせるため、読書、学校図書館の活用法の指導など、読書習慣の確立のための取組を推進します
3 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の状況を踏まえ、自立と社会参加ができるよう支援体制の充実を図ります。 ■ 通常の学級との交流による児童生徒の相互理解と心のふれあいを促進するなど、教育内容・指導方法の充実に努めます。
4 相談活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童生徒の理解に努め、一人一人の個性に応じて、その望ましい資質を伸ばし、たくましく、心豊かな人間性の育成を推進します。 ■ 児童生徒の問題行動や悩みなどに対応するために教育相談事業を推進し、児童生徒・保護者等に助言をしていきます。
5 教職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域や子どもたちの教育的ニーズにこたえ、特色ある学校づくりに取り組めるよう教職員の資質能力向上を図ります。 ■ 各学校及び教職員の課題や改善点についてのポイントを明確にし、教職員の意欲が向上するような学校訪問指導を推進します。
6 学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食育を推進するために、食に関する様々な知識と食を選択する判断力が身に付くよう、関係機関と連携を図りながら指導していきます。 ■ 野菜生産地である地元食材の地産地消により、郷土食の継承や食育の推進を図ります。

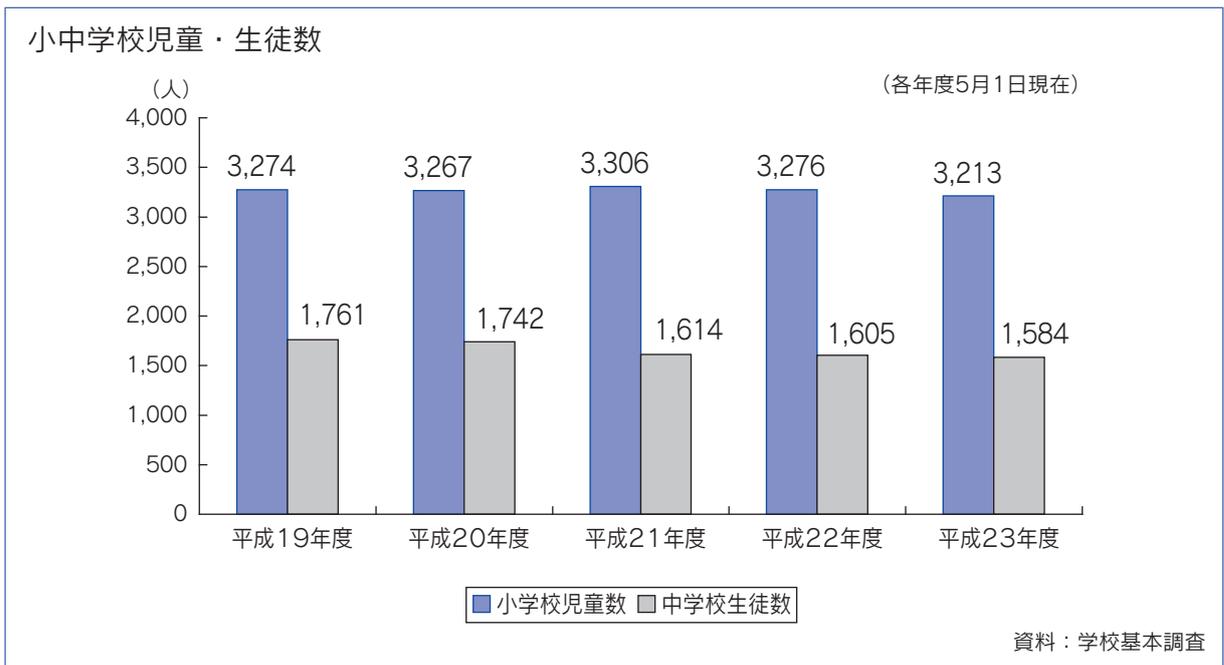
施策番号・項目		内 容
7	教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 校舎及び体育館など教育施設の耐震補強工事や老朽化に伴う改修等を行い、適切な施設の整備を図ります。 ■ 教育内容や指導方法の変化に対応した新しい教育機器の導入、情報教育の推進に対応できる教育設備・機器の整備を図ります。 ■ 子どもたちが安全に通学できるよう、学校、家庭、地域が一体となって、登下校時の安全性の向上を図ります。
8	就学援助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就学にかかる費用を負担することが難しい家庭に対する負担軽減のための事業を推進します。
9	高等教育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大学・専門学校等高等教育機関の誘致を検討するとともに、官民協力のもと、幅広く参加しやすいオープンカレッジ等の開設や市民大学等の開催を検討します。

※中1ギャップ：小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度 / 目標値
小・中学校施設（校舎）の耐震化	平成 22 年度 耐震化率：92.1%	平成 28 年度 耐震化率：100%
小・中学校施設（屋内運動場・技術棟）の耐震化	平成 22 年度 耐震化率：39.1%	平成 28 年度 耐震化率：100%

【関連図表】



第1部
第1章

第1部
第2章

第2部
序章

第2部
第1章

第2部
第2章

第2部
第3章

第2部
第4章

第2部 後期基本計画
第5章

第2部
第6章

第2部
第7章

資料編



岩井第一小学校校舎改築



中川小学校耐震補強及び大規模改修

3節 生涯学習機会の充実したまちづくり

1. 青少年健全育成

現況と課題

- 次の時代を担う青少年が、希望に満ちて、人間性豊かに成長できるよう、非行を防止し、心身ともに健全な青少年育成を推進していく必要があります。
- 少子高齢化・核家族化等の社会環境の変化や高度情報化の進展により、非行の低年齢化など、様々な問題が発生しています。こうした問題の発生を未然・早期に防止するには、相談・指導活動の充実が求められています。
- 家庭教育力の低下や地域社会における連帯感の希薄化により、青少年の心の糧となる社会体験や自然体験が減少し、多様な人間関係を経験する機会が少なくなっています。そのため、市では地域に密着した組織体制の青少年センターを設置し、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成連合会、青少年育成坂東市民会議などの関係団体との連携を図りながら、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んでいます。
- 青少年の健全育成に大きな役割を果たすことが求められている家庭教育については、何を伝えていくべきか、保護者や地域の姿勢が改めて問われています。
- 旺盛な知識欲と柔軟な思考力をもった青少年に対して、創造・体験の場、身近な遊び場を提供することによって、心身ともに健やかな成長を図ることは重要な課題です。
- 次代を担う青少年の健全育成のためには、将来を見据えた地道な活動を継続していく必要があります。また、青少年の自主的な活動を育む機会を与えることが必要となっています。

【関連図表】

子ども会入会者数

(単位：人)

	子ども会数	幼児	小学生	中学生	高校生	指導者	計
平成19年度	100	170	2,996	7	19	1,962	5,154
平成20年度	100	161	2,981	6	9	1,962	5,119
平成21年度	100	103	2,993	13	9	1,987	5,105
平成22年度	99	101	2,993	7	7	1,898	4,946

資料：生涯学習課

基本方針

- 次代を担う青少年を心豊かにたくましく育成するため、関係機関、地域社会が一体となって社会環境づくりを推進します。

施策の内容

施策番号・項目	内 容
1 相談・指導活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■青少年相談員、学校、教育相談員等の連携強化による相談活動及び指導活動の強化に努めます。
2 青少年育成運動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども会等の連携により、青少年が成長段階に応じた社会参加ができるように、文化、スポーツ、コミュニティ、ボランティアなどの活発な地域活動を促進します。 ■青少年団体活動の活性化を図るため、広く青少年リーダーの人材の発掘・養成と団体相互の交流活動を活発に行います。
3 青少年育成支援団体の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■青少年センターなど関係団体の拡充と青少年育成坂東市民会議との連携を図り、地域ぐるみの社会環境の浄化運動など健全育成運動の強化を図ります。 ■高校生会の自主的な活動及び健全な青少年活動を推進します。
4 家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの養育や教育の原点として、家庭、学校、地域と連携し、家庭教育学級など各種講座、研修会を実施して家庭教育の充実を図ります。 ■家庭教育に関する資料の配布、広報活動の強化など家庭教育の啓発を行うとともに、子育ての不安や悩みなどに関する情報の提供に努めます。
5 子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭・地域・学校の連携により、学習、スポーツ、地域住民との交流活動により、子どもたちの居場所を確保し、健全育成を図ります。
6 体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■わんぱく探検隊等の野外活動を実施することで、自然の中で多様な人間関係を経験する機会を提供していきます。 ■青少年が地域の人たちとの交流を深めるため、地域の祭りやコミュニティ活動、ボランティア活動などへの自主的な参加を促進します。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度 / 目標値
放課後子ども教室の充実	平成 22 年度 参加者数：110 人	平成 28 年度 参加者数：260 人

第1章 第1部

第2章 第1部

序章 第2部

第1章 第2部

第2章 第2部

第3章 第2部

第4章 第2部

第5章 第2部 後期基本計画

第6章 第2部

第7章 第2部

資料編

3節 生涯学習機会の充実したまちづくり

2. 生涯学習

現況と課題

- 生涯にわたる学習は他人を大切に思う心や共に生きる心の醸成につながるものです。そのため、家庭・学校・地域や、民間と行政との役割分担や連携が必要になっています。
- 本市では、岩井公民館、猿島公民館を中心に各種の学習講座等を開設するとともに、施設利用の促進を図っています。猿島資料館においては、天体観測室を利用した天体観望会などを開催し、宇宙への関心を高める機会も提供しています。今後も、生涯学習の拠点として、各種講座の充実を図り、誰もがいつでも気軽に学習できる体制の充実が求められています。
- 近年、余暇時間の過ごし方や個人の価値観が多様化し、市民の生涯学習に対する学習ニーズがより高度・多岐にわたり、更に複雑化しています。このような市民の学習ニーズに応じて多様な学習機会の提供を拡充し、今後も市民の活動を促進するための学習や情報の提供、指導者の育成等を積極的に講じる必要があります。
- 自らの生きがいをづくりを目指し、学習意欲を持つ人々が増加しているなど、学習ニーズの新たな増大と相まって、生涯学習の持つ意味は、従来にも増して重要になっています。
- 公民館講座修了生が自主的に学習を継続するサークルの育成やグループ同士の相互交流など、文化活動の中核となる組織の確立と生涯学習施設の相互利用・運営など連携に努め、機能の充実を図る必要があります。
- 図書館では生涯学習拠点の一つとして蔵書資料、貸出サービスの充実を図るとともに、館内外において読書環境を向上させるため多様な図書館サービスを提供しています。よりきめ細やかなサービスの提供のために、教育・福祉施設との連携や市民との協働を図り、学習の機会を拡充する必要があります。

【関連図表】

公民館講座参加者数

(単位：人)

	岩井公民館		猿島公民館		神大実分館		合計	
	講座数	参加人数	講座数	参加人数	講座数	参加人数	講座数	参加人数
平成19年度	21	394	28	499	26	496	75	1,389
平成20年度	22	354	28	457	24	606	74	1,417
平成21年度	25	443	29	453	26	602	80	1,498
平成22年度	20	366	27	405	22	520	69	1,291

資料：生涯学習課

基本方針

- 市民に、趣味と生きがいづくりを目的に、楽しみながら学べるふれあいの場を提供します。また、幅広く市民が参加できるよう事業内容を充実させます。

施策の内容

施策番号・項目	内 容
1 生涯学習講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■各世代に応じた、学習したいときに誰もが学べる学習機会の提供に努めます。 ■市民ニーズの把握と、それに合わせた各種講座を開催するなど、学習内容の充実に努めます。
2 学習情報の提供と人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■市民が生涯にわたる学習活動を行う上で必要となる学習に関する資料・情報を収集し、整理・保存・提供に努め、公民館、図書館、広報紙やホームページなどで提供します。 ■学習内容や方法などについて、市民からの様々な相談に応じ、助言できる体制の充実に努めます。 ■公民館分館を中心とした各地区でのボランティアの育成を促進し、生涯学習活動の支援に努めます。
3 生涯学習環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■生涯学習や文化的ニーズに応えるため、適切な施設の整備を図ります。 ■自主的な団体・グループ活動を推進するため、組織づくりの機会を提供します。 ■団体・グループ相互の連携・交流機会を提供し、市民各層の幅広い交流と自主活動の活発化を促進します。
4 公民館活動の充実と学習成果発表の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ■定期講座修了生のクラブ・サークルへの移行を支援します。また、既存施設の積極的活用を推進します。 ■日頃の学習の成果を発表する場を提供するとともに、参加者相互の交流を推進します。
5 図書館活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■市民の多様な学習活動や知的要求に応えるため、蔵書資料の整備充実に努めるとともに、自由で公平な図書館資料の提供に努めます。 ■図書館システムを活用した予約・貸出・レファレンスサービス等の拡充により、利用者の利便性の向上を図ります。 ■市内外の教育・福祉関連施設との連携を密にし、おはなし会や講習会等の催事を通して利用者の拡大に努めます。 ■読書会や読書グループの育成に努め、読書活動の活発化を図ります。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度 / 目標値
公民館活動の充実	平成 22 年度 クラブ・サークル数：150 団体	平成 28 年度 クラブ・サークル数：170 団体

3節 生涯学習機会の充実したまちづくり

3. スポーツ・レクリエーション

現況と課題

- 本市は、「スポーツ健康都市」を宣言し、各種スポーツ事業やスポーツ教室・講習会を実施しています。坂東市スポーツ振興基本計画に基づき、いつでも・どこでも・誰もが気軽に楽しく実行できるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指していきます。
- 本市におけるスポーツ・レクリエーションの参加人口は、平成22年4月現在で、体育協会加盟の21競技で約4,000人、スポーツ少年団8競技32単位団で807人（指導者含む。）、小中学校体育連盟15競技で1,159人、総合型地域スポーツクラブは2クラブで408人が登録されています。最近の生活様式の多様化により、チーム競技型から個人競技型へと参加の形態が変化してきています。競技スポーツから健康づくりのためのスポーツ・レクリエーションまで幅広い施策の取組が必要となっています。
- 生涯スポーツ施設の充足度は高水準にありますが、一部の施設には老朽化も見受けられ、安全に施設を利用できるよう整備を図っていく必要があります。
- 生涯スポーツ活動を充実させるために、いわい将門ハーフマラソン大会をはじめ、各種スポーツ大会や講習会の開催や、誰もが気軽にできる健康体操を作成しています。更に身近な体育施設を利用し、いつでもどこでも誰もが運動できる総合型地域スポーツクラブの活用などが必要となっています。また、高齢化社会が進む中で、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりが求められています。

【関連図表】

体育施設利用の状況

(単位：人)

	陸上競技場	岩井体育館					岩井テニスコート	岩井球場	宝堀球場	馬立球場
		主競技場	卓球場	武道場	トレーニング場					
		利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数				
平成20年度	188	62,247	12,834	8,251	1,747	14,787	143	219	91	
平成21年度	192	34,375	11,770	8,735	2,166	14,790	175	236	113	
平成22年度	210	22,312	8,035	7,576	1,861	16,099	131	227	6	

(単位：人)

	猿島体育館	猿島体育館			内野山運動公園	生子運動公園		逆井山テニスコート
	主競技場	猿島武道館	猿島球場	沓掛球場		野球場	テニスコート	
	利用者数	利用者数	利用者数	団体数		団体数	利用者数	
平成20年度	17,354	15,001	311	120	123	140	1,705	24
平成21年度	15,860	14,181	303	147	110	177	1,592	13
平成22年度	16,711	16,111	116	101	107	85	1,226	29

資料：生涯学習課

基本方針

- 「生涯スポーツ」を最大目標とした健康・体力づくり運動を推進していくとともに、市民の自主的運営による活動を促進するため、指導者の養成と適正な施設整備に努めます。

施策の内容

施策番号・項目	内 容
1 スポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツ振興基本計画に基づき、いつでもどこでも誰もが気軽にスポーツに親しめ、健康の保持増進を図れるよう努めます。 ■ 市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、施設利用状況、催し物や事業、指導者や団体などに関する情報提供体制を整備します。 ■ 生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しむ素地を培うためにスポーツ教室などを開設するとともに、イベントなどを通じてスポーツ・レクリエーション活動の普及に努めます。
2 スポーツ・レクリエーション団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の多様な要望を取り入れられるよう研修会等を開催し、自立したスポーツ・レクリエーション団体となるよう支援します。 ■ 関係団体・グループ相互の連携による、市民が主体となった地域スポーツクラブ活動を支援します。
3 スポーツ・レクリエーション施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の要望に応じた施設整備を検討するとともに、利用しやすく安全な施設となるよう計画的な維持管理、改修を行います。 ■ 使用しやすい施設整備を図るとともに、施設それぞれの特色を生かしたスポーツ教室や各種講習会の充実に努めます。
4 生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気軽に参加できる大会の開催や、健康体操の普及、家族・地域ぐるみで幅広い世代が楽しく参加できる参加型イベントなどの充実に努めます。 ■ 子どもから高齢者まで誰もが健康で充実した毎日を送れるようスポーツ支援策を推進します。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度 / 目標値
体育施設の利用促進	平成 22 年度 利用者数：38,500 人	平成 28 年度 利用者数：57,750 人
スポーツ大会の振興	平成 22 年度 参加者数：14,500 人	平成 28 年度 参加者数：21,750 人

第1部
第1章第1部
第2章第2部
第1章第2部
第1章第2部
第2章第2部
第3章第2部
第4章第2部
後期基本計画
第5章第2部
第6章第2部
第7章

資料編